

広島市議会議員 松坂知恒（南区）

1. 市営住宅の不備

「市民生活 第26号」に「消防設備点検と改修」と題して投稿したが、読者の皆さんから「面白かった。」との反響をいただいた。毎年2回、市の所管施設は消防設備の点検を行うのだが、各施設の防火管理者が点検業者から提出された「点検結果報告書」を読まなかったため、5年間に亘って消防設備が不良のままであったことを、「第26号」で報告した。

市の多くの施設において火災が発生してもスプリンクラーが作動しなかったり、防火シャッターが閉まらなかったり、人的被害を伴う大火災が発生するやも知れぬ話である。防火管理者が消防設備の不良を放置していたとは、まさに空いた口がふさがらない。

広島市の市営住宅は市内八区に点在している。市営住宅の防火管理者は各区の建築課長である。平成18年3月に開催された予算委員会において質問するため、私は市営住宅の「点検結果報告書」を都市計画局の壱岐均住宅管理担当課長に各区から取り寄せてもらった。この「報告書」は全区合わせるとかなりの厚さになった。住宅、店舗、駐車場の消防設備の不良は66施設798箇所にあつた。それも中区と西区の市営住宅に集中していた。中区と西区の不良はその6ヶ月前の「報告書」にも「不良」と記載されていた。

中区、西区の建築課長は「点検結果報告書」を全く読んでいなかったのか、読んでいながら放置していたのかどちらかである。壱岐課長も「これはいけません。」と頭を抱えていたが、4月の人事で環境局へ移動した。中区、西区の建設課長は留任した。壱岐課長の事務を引き継いだのは都市整備局の奥田雅夫住宅管理担当課長である。

その後市営住宅は、4月からの指定管理者制度の開始にのっとり、中区、東区、南区、西区を都市整備公社が、安佐南区、安佐北区、安芸区、佐伯区は第一ビルサービスが指定管理者に指定された。ただし防火管理者は、各区の建築課長がつとめている。

5年間消防設備の不良が放置されていた本庁舎を管理しているのは、企画総務局総務課であるが、竹内功課長は4月の移動で社会局福祉担当部長に昇格した。防火管理者であった土佐計課長補佐は中小企業支援センターの次長に転出した。本庁舎の防火管理者には大東和政仁総務課長が新たに就任した。

平成18年3月1日現在で市の保有施設は1,406施設である。うち設備の不良は255施設にみられ18.14%にあたる。6月末の段階では、195施設の改修が終わり、残る不良は60施設4.27%と減少した。今後の対応として3年に1度行っていた消防署への点検結果報告を毎年行うとともに、毎年1回総務課において消防用設備の点検結果報告の状況を調査することとなった。

2. 特別委員会の事前レクチャー

その後6月議会において、私は厚生委員会の委員長と大都市税財政対策等特別委員会の副委員

長に任命された。9月13日の特別委員会開催に先立って9月8日に山田春男委員長、谷口修副委員長そして私の3名に対し事前レクチャーが行われた。13日に配布する資料「指定管理者の業務実施状況の概要（平成18年4月～6月分）」については、企画総務局の三村義雄次長と片山耕一行政改革推進担当課長が説明した。

施設ごとに「業務実施状況の概要」を記載する項があった。その「概要」の中は、「(1) 管理業務の実施状況」の欄があり、ア. (省略) イ. 業務の実施状況 ウ. 特記事項 (問題点、その対応等)、にそれぞれ記載されていた。特に「ウ.」の欄は各施設とも消防設備の点検結果について記載されていた。

ところが市営住宅 (中区、東区、南区および西区) のページを見ると、「ウ.」の欄には次のようにしか、記載されていなかった。「シンドラー社製エレベーターの事故を受けエレベーターの緊急点検を実施し、必要な措置を講じている。」 18年2月の調査で、66施設798箇所あった市営住宅の消防設備の不良についての記載は全く無かった。

「この資料は誰が作成し、誰がチェックするのか。」と問うと、片山課長が「住宅を所管する都市整備局が作成し、私がチェックします。」と答えた。「消防設備の不良を放置していたことは、3月の予算特別委員会でのかなり厳しく指摘したにもかかわらず、9月の段階では特記事項 (問題点) にも該当しない軽微な事項になったのか。」と質し、企画総務局と都市整備局の認識の甘さを指摘したところ、三村次長と片山課長は一旦、局へ引き上げていった。

3. 資料の差し替え

そして特別委員会の前々日の9月11日三村次長、片山課長は奥田住宅管理担当課長を伴い私の控え室を訪れた。三村次長と片山課長は資料の差し替えをすることになったと言い出した。「業務実施状況の概要」の項目の中の「ウ. 特記事項 (問題点、その対応等)」の欄にエレベーターの点検の記事に加えて、次の記事を掲載したいというのである。その記事とは「消防用設備の保守点検を適正に実施し、点検結果について不良箇所を含め市に報告している (不良箇所については、市で順次改善している。)」という文面であった。しかも、資料の差し替えについては山田委員長の許可をすでに取り付けていると言った。指摘された認識の甘さが特別委員会で露呈されることを防ぐために、記載内容を追加して自分達の失敗を覆い隠すのだと直感した。「そこまでやるか。」私は啞然とさせられた。

奥田課長は記載していなかった理由について言葉を濁した。改修の結果については「西区の消防設備の改修が9月末までかかる。」と説明した。西区の消防設備とは住宅のベランダから下の階への避難用のハッチとはしごのことである。点検でハッチやはしごが老朽化して使用に耐えないと指摘されていたが放置されていた。新しく製作するので据付まで6ヶ月を要するというのである。あまりの遅さを指摘したが返事は無かった。ちょうどその前日、西区福島町の市営住宅で一戸を半焼する火事がありけが人も出ていたが、幸いにもその住宅の改修は済んでいた。

もう1箇所は中区の基町市営住宅である。住宅の地下に200台ほどの広い駐車場があるが、ここに設置されている泡消火器が不良だということである。配管の老朽化は以前から点検時に指摘さ

れていたが、中区の建築課長は放置していた。本庁の壱岐課長は「報告書」の存在を知っていなかった。

「現在、火災が発生すると、水圧のため配管が破裂する恐れがある。」と点検結果に記載されており、奥田課長は「平成 19, 20, 21 年度の 3 ヶ年で改修する。費用は約 1 億円かかる。」と話した。「3 年間は燃えるがままなのか。」と聞くと「消防署と協議して消火器を追加設置することになった。」と答えた。消防署が許しているのならと質問はそこまで留めた。後日所轄の中消防署に問い合わせると、基町住宅の件は消防局で協議しているという。

消防局は、まだ協議は終了していないと答えた。「破裂するかもしれないが、火事の際は泡消火器が作動する状態にしている。今のところそれで良い。」と予防課の課長補佐は答えた。

話はずいぶん違っていた。

4. 特別委員会の議論

9 月 13 日に開催された特別委員会では、市営住宅の消防設備の点検や改修についての質問は全く無かった。追加記載のなせるわざであった。

ところが中森辰一委員（共産党）から別の指摘が飛ぶことになる。「広島市地域福祉センター指定管理者の業務実施状況の概要（平成 18 年 4 月～6 月）」のページである。施設の利用者数の実績が表で示されていた。中森委員は「南区地域福祉センターは、年間 5 万 3356 人の利用者数を目標としているが、3 ヶ月間の利用者数はたった 1245 人しかない。間違いかと思うが、正しい数字を教えて欲しい。」と質問した。社会局の重元博道社会企画課長は「正確な数字が手元に無いので分からない。調べて後日報告したい。」と答弁した。資料を作成した課長が答弁できないとは、私は奇妙な話だと感じた。

さらに中森委員は「西区地域福祉センターは 4 月から 6 月までの 3 ヶ月間の利用者数が 1 万 2013 人であるのに、目標は 1 万 5560 人に設定されている。約 20% 目標を下回っているがその理由は何か。」と質問した。重元課長は「理由については西区から特に説明は無く、分からない。」と答えた。

すると中森委員は「西区地域福祉センターに設置されているシンドラ社製のエレベーターが 6 月以来停止したままになっているからではないか。」とたたみかけた。この質問にも「理由はよく分かりません。」との答弁であった。

今年の 6 月 3 日東京都港区にある 23 階建ての住宅に設置されたシンドラ社製のエレベーターで乗降中の高校生が、扉が開いたまま突然上昇した籠と建物の天井に挟まれ死亡する事故が発生していた。

国土交通省からの情報により、シンドラ社製の同機種のエレベーターが西区地域福祉設置されていたのである。広島市は即刻、そのエレベーターを使用停止とした。6 月 27 日の建設委員会で、私は「使用停止となっているシンドラ社製のエレベーターはいつ運転再開するのか。」と質問した。都市整備局の梅林悟建築指導課長は「港区の事故のあと、調査結果を待って判断する。」と答弁し、再開時期については明言しなかった。

9月13日の特別委員会にも出席していた梅林課長は、中森委員の同様の質問に「まだ運転再開のめどは立っていません。」と答えた。委員一同から「どうなっとるんやー。」との声飛び出した。中森委員も「早く利用できるようにしないと障害のある方など多くの市民に長い間迷惑を掛けるではないか。」と強く指摘した。

しかし資料の「業務実施状況の概要」の項の「ウ．特記事項（問題点、その対応等）」の「西区地域福祉センター」の欄にはこう記載されていた。「特にない。」

そしてずっと後ろの項にエレベーター使用停止の記事が、目立たないように記載されていた。他の施設は「ウ．特記事項」の欄にエレベーター点検について記載されていたが、なぜずっと後ろの項に下げたのか。エレベーターの運転再開に至っていないという不始末を糊塗するためかと再び疑念がわいた。

5. 今度は誤謬の訂正

9月15日に至り「資料の誤謬訂正について」という文書が秋葉市長から特別委員会の山田委員長宛て提出された。説明は、三村次長と社会局の佐伯克彦次長そして重元課長が行った。「南区地域福祉センターの利用者数は1245人ではなく1万245人が正しい。」とのことである。なぜ誤記したのかと問うと、佐伯次長が「最初、南区から『1245人』との報告が上がってきたので、『あまりに少ないので間違いではないか。』と指摘した。あらためて南区から『1万245人』との正確な数字が報告されてきたが、社会局で転記する際に1245人と誤記してしまった。」と答えた。

「誰がチェックするのか。」と問うと、社会局では佐伯次長も重元課長もチェックすることになっていたそうである。二人ともあまり真面目に見ていないことが分かった。もちろん企画総務局も見えていないのである。重元課長から「他にも3ヶ所の誤謬があり、あわせて訂正したい。」との申し出があった。

たかが資料の細かい数字と笑うなかれ。書き落としや誤記と笑うなかれ。資料ひとつとっても作り手の姿勢が伝わってくる。また失敗を隠蔽しようとの悪意も見え隠れする。

しかし今回実名で登場した職員は、どちらかというとも真面目でしかも職務に忠実なタイプである。その彼らの失敗であるから、かえって心配である。全体のたががゆるんでいるのではないか。議会は当然チェック機能を発揮しなければいけないが、特別委員会では多くの議員が資料を作成した職員や答弁できなかった職員に苦言を呈していた。分からないとか、答弁できないなどということは、職員としてまことに恥ずかしい限りであると思うが、そこまでの恥と感じていない風潮にも大変な危機感を抱かざるを得ない。